

ショートステイ 笑顔いちばんの家

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業)
運営規程

社会福祉法人 笑顔いちばん

ショートステイ 笑顔いちばんの家
短期入所生活介護 及び 介護予防短期入所生活介護事業
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人笑顔いちばんが開設するショートステイ 笑顔いちばんの家（以下「施設」という）が行う短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「職員」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 職員は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 施設は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	ショートステイ 笑顔いちばんの家
所在地	岐阜県各務原市鵜沼羽場町八丁目5番1
利用定員	本事業所の利用定員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を合わせて10名とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定短期入所生活介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 嘱託医 1名以上（非常勤）
利用者の健康管理及び保健衛生指導に関すること。
- (3) 生活相談員 1名以上（兼務）
 - 1 利用者の受け入れに関すること。
 - 2 利用者の介護計画に沿ったサービスの提供に関すること。
- (4) 看護職員 1名以上（兼務）
医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（兼務）
利用者の処遇計画における機能訓練に関すること。
- (6) 介護職員 7名以上
利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。
- (7) 管理栄養士 1名以上（兼務）

利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。

- (8) 事務員 1名以上（兼務）
当施設における事務全般に関すること。

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容）

第5条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護に関すること
①食事、入浴、排せつ等介護及び日常生活の世話
②日常生活動作の機能訓練
③健康チェック
④栄養管理
⑤その他利用者に対するサービスの提供
- (2) 送迎に関すること。
送迎車などによる送迎
- (3) 相談、助言に関すること。
①生活指導（相談援助等）
②健康管理による相談、助言に関すること
③その他必要な相談、助言

（利用料等）

第6条 施設は、法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該各サービス費について厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる各サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用の額と、各サービス費費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げるサービスについて利用者から支払いを受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用 1日につき、1,800円

（朝食 450円 昼食 750円 夕食 600円）

※おやつ 70円（希望者のみ）

ただし、介護保険負担限度額認定書の発行を受けている利用者は、その認定書に記載された額とする。（実費発生時は全額を頂戴いたします。）

- (2) 滞在に要する費用 1日 2,760円

ただし、介護保険負担限度額認定書の発行を受けている利用者は、その認定書に記載された額とする。（実費発生時は全額を頂戴いたします。）

- (3) 電気使用料 日額：1台 50円（テレビ【24インチ以下】・電気毛布等・加湿器）

- (4) 教養娯楽費 レクリエーション、クラブ活動参加費としての材料費等 実費

- (5) 事務管理費 月額：1500円 書類印刷代・郵送手続き・保険証類の管理等

- (6) 理美容代 美容協会に依頼し訪問して頂きます。 実費

- (7) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

- (8) 短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用があつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

- (9) キャンセル料 利用5日前まで利用中止の連絡がなかった場合、食事代相当額をいただくこととする。

4 第1項から第3項に規程するサービスの提供にあたっては、利用申込者又は身元引受人（家族等）（以下「利用申込者等」という。）に対し、その内容及び費用について重要事項説

明書によりあらかじめ説明を行い、利用申込者等の同意を得て署名を受けるものとする。

第7条 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、各務原市、岐南町、笠松町、関市、坂祝、美濃加茂市、犬山市、江南市、扶桑町とする。

なお、上記区域以外からの利用申し込みについても、事業所の受け入れ状況及び送迎体制等を勘案し、支障がない範囲で対応するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、短期入所生活介護又は予防介護短期入所生活介護の提供を受ける際には次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 面会時間は原則9：00～16：00です。
- (2) 施設内禁煙となっております。
- (3) 施設内飲酒は原則禁止となっております。
- (4) 食品の持込は必ず生活相談員へ申しでる事。
- (5) 貴重品・金銭の持ち込みはしない事。
- (6) 所持品は必要最低限の物とする。
- (7) 受診は在宅で医療管理している主治医で受ける事。その際の付添いや送迎等の対応は、施設では行なわない。体調不良時、利用中止となる場合がある。
- (7) 施設内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (8) 施設内に危険物を持ち込んではいならない。
- (9) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないようにする。また、故意に毀損してはならない。

(衛生管理等)

第9条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及び蔓延を予防するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及び蔓延の予防のための指針等を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修1並びに感染症の予防及び蔓延防止の為の訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(身体の拘束等)

第10条 施設は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合には身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を施設内で検討し結果を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体的の拘束を行う。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともにその結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化の為指針を整備する。
- (3) 介護職員その他職員に対し身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を年2回以上定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための年1回以上定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するために虐待防止担当者を設置する。

2 施設は、サービス提供中に当該施設職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応及び次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事象が生じた場合に、当該事実が報告され、且つその分析を行い、改善策を職員に周知徹底する体制の整備
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村並びに利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

3 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 職員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医及び協力医療機関に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び利用者へ周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し施設サービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 業務継続計画について職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理等)

第16条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市、県、国民健康保険団体連合会（以下「市等」とい。）から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。
（秘密の保持）

第17条 施設の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者の同意を得ることとする。

（ハラスメントの禁止）

第18条 適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動（各種ハラスメント）であって、業務上必要且つ相当な範囲を超えたことにより職員のあらゆる就業環境等が害されることを防止するために方針を明確化するなど必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、施設は、職員の資質の向上を図るため、研修の機会を次の通りに設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

採用時の研修 採用後3か月以内

随時研修 年2回

2 施設は当該施設に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

第20条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年8月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。